

# 調 査 の 概 要

## 1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象及び客体

### (1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、次ページに掲げる施設・事業所の全数を把握した。

### (2) 詳細票

施設票：次ページに掲げる社会福祉施設等を対象とし、その全数（休止中を含む。）を客体とした。  
 障害福祉サービス等事業所票：障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数（休止中を含む。）を客体とした。

	基本票		詳細票		5) 回収率 (%)
	1) 施設・事業所数	2) 集計施設・事業所数	3) 回収施設・事業所数	4) 集計施設・事業所数	
施設票					
生活保護法による保護施設	295	291	228	225	97.0
老人福祉法による老人福祉施設 6)	5 386	5 334	5 062	5 026	94.0
障害者総合支援法による障害者支援施設等	5 983	5 951	5 401	5 376	90.3
身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設	325	322	320	318	98.5
売春防止法による婦人保護施設	48	47	48	47	100.0
児童福祉法による児童福祉施設	35 029	34 462	29 807	29 565	94.0
（再掲）保育所	24 717	24 509	23 121	22 992	93.5
母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設	61	59	58	56	95.1
その他の社会福祉施設等	15 050	14 841	12 668	12 541	87.1
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	9 686	9 632	8 525	8 495	88.0
障害福祉サービス等事業所票					
障害福祉サービス等事業所	53 876	53 291	44 165	43 834	82.0

注： 1) 施設・事業所数は、活動中又は休止中の施設・事業所数である。  
 2) 集計施設・事業所数は、活動中の施設・事業所数である。  
 3) 回収施設・事業所数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。  
 4) 詳細票の集計施設・事業所数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。  
 5) 回収率(%) = 「回収施設・事業所数 3)」 ÷ 「施設・事業所数 1)」 × 100により算出している。ただし、詳細票の調査を実施していない次の施設を除いている。  
 ① 保護施設のうち医療保護施設(60施設)  
 ② 児童福祉施設のうち助産施設(471施設)及び児童遊園(2,855施設)  
 ③ その他の社会福祉施設等のうち無料低額診療施設(512施設)  
 6) 老人福祉施設には、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センターを含まない。  
 7) 施設の種別別内訳は25ページ参考表第1表を参照。

## 3 調査の時期

平成 26 年 10 月 1 日

## 4 調査事項

### (1) 基本票

施設基本票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員 等

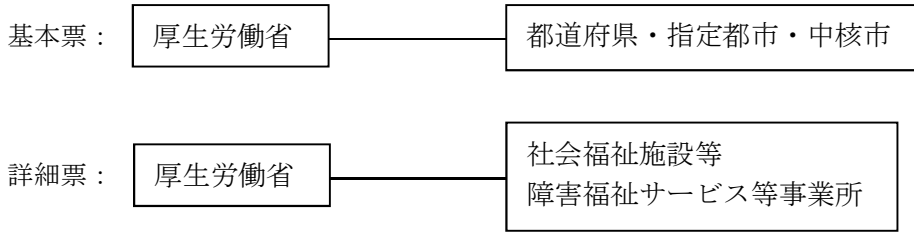
事業所基本票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体 等

### (2) 詳細票

施設詳細票：在所者の状況、従事者数 等

事業所詳細票：サービスの種類と提供状況（利用者数等）、従事者数 等

## 5 調査方法及び系統



※ 平成 20 年調査までは、施設・事業所に対し都道府県・指定都市・中核市による調査票の配布・回収（一部の調査票は厚生労働省（平成 20 年調査のみ、厚生労働省が委託した民間事業者）による郵送）により調査を実施した。

※ 平成 21～23 年調査は、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。

※ 平成 24 年調査からは、行政情報から把握可能な項目については、都道府県・指定都市・中核市に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。

## 6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

## 7 利用上の注意

### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適當な場合	…
表章単位の 1/2 未満の場合	0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

## 【 調査対象施設・事業所一覧 】

生活保護法による保護施設 救護施設 更生施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設 老人福祉法による老人福祉施設 養護老人ホーム（一般） 養護老人ホーム（盲） 軽費老人ホーム A型 軽費老人ホーム B型 軽費老人ホーム（ケアハウス） 都市型軽費老人ホーム 老人福祉センター（特A型） 老人福祉センター（A型） 老人福祉センター（B型） 障害者総合支援法による障害者支援施設等 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 身体障害者福祉法による 身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉センター（A型） 身体障害者福祉センター（B型） 障害者更生センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 点字出版施設 聴覚障害者情報提供施設	売春防止法による婦人保護施設 婦人保護施設 児童福祉法による児童福祉施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 障害児入所施設（福祉型） 障害児入所施設（医療型） 児童発達支援センター（福祉型） 児童発達支援センター（医療型） 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 小児児童館 児童センター 大型児童館A型 大型児童館B型 大型児童館C型 その他の児童館 児童遊園 母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設 母子福祉センター 母子休業ホーム	その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設 盲人ホーム 無料低額診療施設 隣保館 へき地保健福祉館 へき地保育所 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外） 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅であるもの） 障害者総合支援法による 障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 重度障害者等包括支援事業所 計画相談支援事業所 地域相談支援（地域移行支援）事業所 地域相談支援（地域定着支援）事業所 短期入所事業所 共同生活援助事業所 自立訓練（機能訓練）事業所 自立訓練（生活訓練）事業所 宿泊型自立訓練事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援（A型）事業所 就労継続支援（B型）事業所	児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所
--	---	--	---